



NAIC最新動向

2016年春



主要トピック

- 外見上、十分な数の州がPBRを採択
- 長期化する低金利が懸念材料
- RBC への大規模災害リスクの組み入れに向けて前進
- NAIC のデータ・セキュリティ計画に対して批判が続出
- グループ資本算定方法の構築が進展

他のトピック

- NAICの保険数理分野の最新動向
- NAICの会計処理に関する最新動向
- NAICの医療保険分野の最新動向

今後の予定

- 6月16～17日:IAISグローバル・セミナーおよび関係者との対話総会(ハンガリー、ブタペスト)
- 7月14～17日:NCOIL(全米保険立法者会議)夏季会議(オレゴン州ポートランド)
- 8月26～29日:NAIC夏季全国会議(カリフォルニア州サンディエゴ)

NAICの春季会議では 州保険規制にとっての重要事項や 課題が明らかに

ルイジアナ州ニューオーリンズ — 天国と地獄の距離は非常に近いことがあります。

2016年春の全米保険監督官協会 (NAIC) の会議は、ニューオーリンズで開催されました。この会議と前後して、米国の保険規制が変化していることを示す2つの出来事が起きたのです。会議と数日違いのことでした。

最初のニュースが飛び込んで来たのは会議の直前でした。連邦裁判所が、米国金融安定監視委員会 (Financial Stability Oversight Council: FSOC) によってシステム上重要な金融機関 (SIFI) に指定された保険会社の訴えを支持する判決を下し、その指定を取り消すとともに、連邦準備制度理事会 (FRB) による規制上の精査の対象からその保険会社を除外したというのがその内容でした。

このことを受けて、NAICの会議では「12.6%」という新しい決まり文句が持ち出されるようになりました。これは、現在FRBの規制監督下にある保険会社の保険料の比率を示すもので、以前より大幅に低下しています。NAIC会長のジョン・ハフ・ミズーリ州保険局長官はこの変化を取り上げました。その上で、州保険当局は、この裁判所判決の前にも後にも、米国保険市場の100%を監督していると指摘しました。

またハフ氏は、上記保険会社の指定時において、州規制当局によってなされた発言にも触れ、その時の主張の多くが連邦裁判所の判決で繰り返されていると述べました。同じことが、FSOCの中で唯一保険の専門知識を持つ議決権メンバーであるロイ・ウッドール氏によって、当時提出された反対意見についても言えます。

裁判所の判決が、たとえ一時的な可能性があるにせよ、米国の保険規制における連邦の権限縮小であるとすれば、NAICの会議の最終日に伝えられたニュースはその権限の拡大を示すものでした。

米国労働省 (DOL) は、退職商品投資アドバイザーに受託者責任の基準を課す新規則を公表しました。この規則は、特定の退職商品、特に変額年金を提供する販売会社や企業に影響を及ぼすと見込まれています。またこの規制は、一部の保険会社にとっては、今年に入って最も重要な規制の1つとなる可能性があります。そして、これは州の保険規制から生まれたものではありません。

これら2つのニュースは、1世紀半以上、州の優位性が続いた後の米国の保険規制が直面する変化を示すだけでなく、主に保険コミュニティの外部にある機関に主導されて規制が急速に変化しつつある中、保険会社が依然として不確実性に向かい合っていることを想起させます。

金融危機以降の10年、金融安定理事会 (FSB) や保険監督者国際機構 (IAIS) などの国際機関が、規制当局のアジェンダの多くを定めてきました。しかし、それらの機関の高遠な宣言と実際に規制に責任を負う機関による実施の間には、まだ埋められないギャップがあるため、不透明性や明瞭性が不十分な状態が生じています。

例えば、IAISによってグローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SII) に指定される一方、米国ではSIFIに指定されていない保険会社はどうなるのでしょうか。IAISは、G-SIIの健全性規制の強化に対する期待を明確に表明してきました。今や州規制当局は、SIFIでないG-SIIについてそうした規制を定めることを期待されているのでしょうか。

一致が見られる場合でも懸念が生じることがあります。NAICはグループ監督の改善に向けて数多くの措置を講じてきました。そして現在、RBC (リスクベース資本) プラスの基準に基づくグループ資本の算定に取り組んでいます。グループ資本の監督は、現在一般に認められた国際基準に一致しています。今回のNAICの会議で業界から提起された懸念の1つに、NAICの算定方法と他の基準 (IAISの保険資本基準 (ICS) やFRBの資本基準など) がどれほど類似しているか、言い換えれば、業界の一部メンバーが各機関の基準を満足させるために3つの異なる算定を行わざるを得ない事態にならないか、ということがありました。

しかし、こうした進展が州の保険規制の終わりを告げる前兆であるという見方は、この春季会議の出席状況を見れば、簡単に打ち消されるでしょう。従来、春季会議はNAICの会議の中では最も平穩で、出席者が最も少なかったのですが、今回は1900名以上の関係者が参加しており、NAICやそのメンバーである州規制当局の取り組みに対する関心が今も高く、その重要性が変わっていないことが示されました。

そして、その取り組みは春季会議でも続きました。最も大きく取り上げられたトピックには、ビッグデータやサイバーセキュリティなどが含まれています。NAICは、実務に対し否定的な見解を取る、価格最適化に関する白書を採択しました。また、保険データ・セキュリティ・モデル法案の初回草案も公表しました。この草案に対する業界代表者の評価は芳しいものではありませんでした。

さらに、別の問題に関する動きも見られました。NAICは、RBCの算定において大規模災害リスクを構成要素のひとつとして導入するためにさらなる前進をしました。大規模災害リスクが構成要素として欠けていることは、一部の国際的規制当局などにとって懸念の原因となってきました。

リーダーシップについては、依然として重大な不確実性が残されています。NAICは、2015年末に契約が満了したベン・ネルソン上院議員に代わるCEOの選定を開始すると発表しました。NAICのメンバーを退任してから2年未満の州監督官をCEO候補として検討することを禁じるという提案がありましたが、これは退けられました。

規制当局の人事が引き続き問題となっています。国際問題に関するNAICの強力な代弁者2名が、州監督官として最後の会議に出席しました。フロリダ州のケビン・マッカーティ氏とバーモント州のスーザン・ドネガン氏が共に会議前に退任を公表したのです。マッカーティ氏は強力な米国の代弁者で、NAIC国際委員会委員長職にありました。ドネガン氏は

IAIS執行委員会委員に指名されたことがあり、マッカーティ氏の後任としてNAIC国際委員会委員長に就任する予定でした。

NAICはこの春季会議で重要な成果を公表しました。ハフ会長が次のように述べたのです。「NAICは近年、そのシステムに対する多数の重要な構造的強化に関して大きな進歩を遂げてきました。こうした改善の1つは、生命保険分野において、プリンシプル・ベースの準備金積立(PBR)への移行を引き続き推進していることです。規制当局は、PBRの概念が、いつでも算式ベースの手法から置換えられるよう、入念に精緻化を進めてきました。先週末時点で、適用対象となる保険料全体の75%に相当する42州が、改正標準責任準備金評価法を制定しました。」

予想通り、7月1日までに、可決された法律が実質的に同等であると判断された場合、2017年1月1日のPBR適用に向けて道が切り開かれることになります。これは州保険規制当局にとって、州の保険規制が時には重荷となることがあっても、依然として機能していることを示す重要な根拠になると思われ

重要項目

項目	現状	想定される対応
PBR	承認基準を充足。検証を受けた後、2017年1月1日に実施される見込み	保険会社は、PBRに係る適切なサポートや影響の理解のために、システムや保険数理面の支援、価格設定、保険商品、人的資本について分析を行い、準備を整えることが望ましい
ビッグデータ	価格最適化に反対する白書の採用	ビッグデータの利用は非常に重要なため中止できない可能性が高いが、保険会社は政治的影響や広報活動への影響について、もっと注意深く検討する余地がある
サイバーセキュリティ	データ・セキュリティ・モデル法案の公表	問題点として、統一性、複製、連邦の問題および導入の困難性などがある。保険会社は、NAICとの継続的な対話を通じて懸念や提案を伝えることが考えられる
保険資本の算定	NAICは、これは算定方法であり、基準ではないことを強調	依然として、用途や取組みについて、重複が生じる可能性が問題となっている

PBRをほぼ採用の見込み、 新たな支援のリソースを獲得

NAICの春季全国会議が始まって間もなく大ニュースが届きました。土曜日の正午前、PBR検討(EX)ワーキンググループの参加者は、圧倒的多数として必要とされる、保険料の75.003%を占める42州が、新たな標準責任準備金評価法を導入する法律を制定したと伝えられたのです。そして、さらに5州が可決に向けた審議を行っています。

これにより、外形的には、2017年1月1日に新たな責任準備金評価マニュアル(VM)が採用され、その後3年間の期間中に生命保険会社を対象にPBRの実施が開始される道が開かれました。NAICによれば、必要となる圧倒的多数の州が、「2009年にNAICによって改正された標準責任準備金評価法を制定した後の最初の7月1日の翌年1月1日が、責任準備金評価マニュアルの発効日になる」とされています。

しかしながら、その前に少なくとも1つの中間的なステップが要求されます。

可決された法律は、NAICのモデル法に「実質的に同等」でなければなりません。「実質的に同等」については、NAICのモデル法で定義されていません。実際上このことは、42州がNAICの支援を得て、各州において、可決された制定法が基準を充足しているかどうかを決定しなければならないことを意味します。

その後の会議で、NAICの法務スタッフのケイ・ヌーナン氏は、NAICスタッフは「客観的な第三者」の基準を使用すると述べました。NAICは、2017年1月からのPBR実施に必要な2016年7月1日の期限日までに、評価結果を各州に伝えることになっています。

ワーキンググループはまた、PBRのパイロット・プログラムの現状に関する報告を受けました。NAICは、PBRの規制プロセスを評価するためにパイロット・プロジェクトを立ち上げました。その重点分野にはPBRの算定方法や、VM-20の準備金の補足と指示、VM-31のアクチュアリーの報告などが含まれています。

パイロット・プロジェクトは、志願した企業12社を対象とする初回オンライン・セミナーをもって4月15日に開始される予定でした。要求される算定方法は、8月19日までに各社の本籍州により決定されます。

規制当局は、参加企業の報告を受けて、2016年11月30日までにVM-20の算定方法、VM-20の補足およびVM31のアクチュアリーの報告に関するレビューを完了します。最終報告書は、12月に予定される秋季全国大会で作業部会に提出されることになっており、中間段階の状況に関する最新動向が8月の夏季全国大会に提出されます。

ワーキンググループはまた、NAICが評価分析(E)ワーキンググループやPBRを導入する州を支援するためにアクチュアリーの人員を増強するという報告も受けました。NAICは現在、金融モデル作成、評価および財務報告の専門知識を有する新たなアクチュアリーを2名募集しています。同時に、モデル化のソフトウェアを入手するためにベンダーとの契約を進めているところです。



NAIC提供

PBRのパイロット・プロジェクトのタイムライン(NAICの情報に基づく)

NAICのケイ・ヌーナン氏は、外形上、圧倒的多数の州の議会がモデル法を可決した現状を踏まえ、「プリンシプル・ベースでの準備金積立の導入」(EX)作業部会に対して、PBRの導入に向けた次のステップについて説明しました。

モデル法では、可決された法令がモデル法と「実質的に同等」であることが要求されています。しかし、「実質的に同等」の定義は示されておらず、その判断を行うプロセスも定められていません。NAICスタッフは、「客観的な第三者」の枠組みを通じて、可決された制定法を分析する、とヌーナン氏は述べています。

同氏は、スタッフは具体的な問題に関するより多くのガイダンスやフィードバックを必要としており、当局限定の会合で解決策を見出すことが可能であろうと作業部会に対して述べました。そのゴールは、7月1日の発動日前に評価を完了し、勧告を行うことにあります。

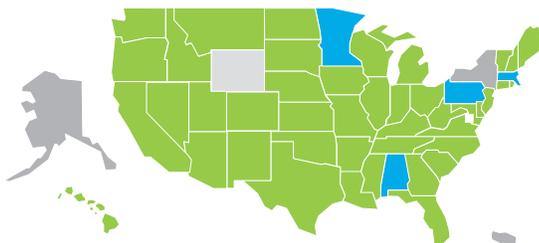
作業部会が勧告を行うと、次にNAICが各州に対する勧告について決議します。ヌーナン氏によれば、アクションレベルが発動されたことを関係者に通知するための措置を全ての州が講じることになります。

NAICのアンディ・ビール氏は、PBRの実績報告の枠組み(Experience Reporting Framework)に基づくデータ収集には、(NAIC内の組織である)証券評価局(Securities Valuation Office: SVO)を利用する予定だが、機密保持の必要がある場合には検査権限を行使する可能性がある、と作業部会に説明しました。同氏はまた、NAICは技術や人的資本の必要性に係る評価に関して多くの作業を行ってきたが、今後はそれをさらに増やすつもりであると述べました。

プリンシプル・ベースの準備金積立の導入

生命保険を対象とする改正標準不没収価格法(モデル第808号)、
改正標準責任準備金評価法(モデル第820号)

[2016年4月19日時点の状況]



■ 第808号と第820号を可決

(43州:アーカンソー、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、コネチカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メリーランド、メイン、ミシガン、ミズーリ、ミシSSIPPI、モンタナ、ノースカロライナ、ノースダコタ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューメキシコ、ネバダ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ロードアイランド、サウスダコタ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、バージニア、バーモント、ワシントン、ウィスコンシン、ウェストバージニア)

■ 対応を検討中(4州:アラバマ、マサチューセッツ、ミネソタ、ペンシルバニア)

■ 現在まで無対応

NAIC提供

この地図は、NAICの改訂モデルに対して対応した州または対応を審議中の州を示しています。この地図には、審議中または制定済みの法令がNAICの改訂モデルの要素すべてを含んでいるか、あるいは州が、適用される認証基準を充足しているかという点の判断は反映されていません。

業界はサイバーセキュリティ・モデル法に反対

サイバーセキュリティ法案にとっては厳しい会議になりました。ミズーリ州のジョン・ハフ会長は、NAIC全国会議の開会演説で、2015年に提案された連邦データ・セキュリティ法に対して州規制当局が反対したことに触れました。ノースダコタ州のアダム・ハム座長はサイバーセキュリティ(EX)作業部会で逆の立場に立っており、自身の保険データ・セキュリティ・モデル法案の初回草案が業界のほぼ全員一致の拒絶を受けはめになりました。

米国最大の保険代理店とブローカーの団体である独立保険代理店・ブローカー協会(Independent Insurance Agents and Brokers of America) (別名、ビッグ・アイ)のウェス・ピセット会長は、先頭に立ってこのモデル法案を批判しました。

「ビッグ・アイはモデル法案に強い懸念を抱いている…。率直に言って、我々はこの文書の内容に唖然としている」と同会長は述べました。そして、この法律によって課される

不適切、不合理かつ高コストの義務に対する反対を表明しました。同会長は、すべてのライセンサーに対する十把ひとからげの要求事項を非難し、この法律が過度に広範で非機密データにも適用されてしまうと決めつけました。

米国生命保険協会(American Council of Life Insurers: ACLI)のロビー・マイヤー氏は、「この法律に対する重大かつ根本的な懸念」を表明しました。そして、草案の規定の一部は実行可能ではない、あるいはリスクベースでないとして、統一的であり、実行可能なリスクベースの規制を要求しました。

全米土地権原協会(American Land Title Association: ALTA)のジャスティン・アイルズ氏は、協議の必要があると述べ、全米損害保険相互会社協会(National Association of Mutual Insurance Companies: NAMIC)のポール・テロールも同様の要求を行い、対面式のラウンドテーブル会議を開くべきであると述べました。

全米専門保険代理店協会(Professional Insurance Agents: PIA)のローレン・パックマン氏は、同協会はこのモデルを支持できず、そのプロセスにも懸念を抱いていると述べました。米国保険協会(American Insurance Association: AIA)のアンジェラ・グリーソン氏も、目的に関する対話が必要であると述べたひとりでした。そして、消費者の権利の条項には現行法との重複や矛盾があるとして、「それが、我々の抱いている多くの懸念事項の1例である」と指摘しました。加えて、誰もが消費者を保護し、同じ悪者と戦うことを望んでいると述べました。

経済的正義センター(Center for Economic Justice: CEJ)の消費者運動家バーニー・バーボーム氏は、NAICに対しこの取り組みに関する感謝の意を表明するとともに、一部の規定は支持すると述べました。その一方で、他の法律に優先するという点に懸念を表明し、この法案が最大要件ではなく最低要件となることを望むと述べました。

米国損害保険協会(Property Casualty Insurers Association of America: PCI)のロバート・ウッド氏は、「我々は、現行草案は実行不能というだけでなく、最終化までこぎつけられないと考えている」と述べました。米国健康保険協会(America's Health Insurance Plans: AHIP)の代表者は、「欠けているのは…十分な時間と機会である」と述べました。



ノースダコタ州のアダム・ハム氏がデータ・セキュリティ・モデル法の作成の取り組みを指揮

NAIC提供

連邦の洪水保険の改革が 民間市場の発展に寄与すると 規制当局が発言

損害(C)保険委員会の会議では、全米洪水保険制度(NFIP)の再認可に関するプレゼンテーションが注目を集めました。この制度は2017年9月30日まで認可されることになり、NAICは可能な改革に関する意見を求めました。

業界代表者はこの制度に対し様々なレベルの支持を表明しましたが、大半が市場ベースの制度への段階的な移行を求めました。PCIは、洪水保険市場は48年間正常ではなかったと述べました。その代表者は、NFIPには欠点があるものの、民間市場の発展には不可欠であると指摘しました。

AIAの代表者は、「商品自体が非常に複雑である」として、制度の簡素化を要求しました。AIAはまた、NFIPに対して実績データを市場に提供することも求めました。

NAMICは、この洪水保険制度がリスクベースの料率に移行し終えるまで長期的に認可を続ける必要があるとの考えを示しました。そして、連邦緊急事態管理庁(FEMA)に対して、保険料の支払いが困難な人々をターゲットとした公的扶助の確立、競争禁止条項の撤廃、および軽減のインセンティブの提供を提案しました。

バミューダ保険・再保険協会(Association of Bermuda Insurers and Reinsurers: ABIR)は、洪水モデルの利用可能性や、市場モデル導入に向けたNFIPの道筋、代替的資本の利用可能性を考慮すると、この保険に関わる独自の機会が存在すると述べました。ABIRの代表者はロス・マーフィー法案に対する支持を求めました。ロス・マーフィー法案は、ファニーメイ(連邦住宅抵当金庫)やフレディーマック(連邦住宅貸付抵当公社)から住宅ローンを借り入れ、洪水保険を購入することを要求される自家所有者について、民間保険を連邦洪水保険と同等に扱うことを定めるものです。(編集者注: 下院は4月28日、419対0の決議によりロス・マーフィー法案を可決しました)

PIAはリスクベースの料率の段階的導入に対する支持を表明したものの、現在、民間市場はNFIPに取って代われる状態ではないと述べました。PIAの代表者は民間市場への移行を支持しました。

保険会社や他の団体が構成される全国的な連合組織であるSmarterSafer.orgの代表者は、NFIPの再認可は必要なものの、今後、連邦洪水保険は残余市場として機能すべきであると述べました。

同代表者は、「洪水保険の民間市場に対する関心は高い」と述べた上で、NFIPは存続するだろうと付け加えました。続けて、「財物によっては民間市場になじまないものがある」として、繰り返し洪水に見舞われる高リスクの財物を挙げました。

また、同代表者は州に対し、自州の市場に現在どんな障壁が存在するかを調査し、柔軟な規制を検討することを求めました。そして、損害(C)保険委員会に対して、NFIPは市場に情報を提供しようと努めているが、プライバシーや他の懸念事項を管理する必要があると述べました。

消費者運動家のソニア・ラーキン・ソーン氏は現在のプロセスに対する不満を表明し、一例として洪水保険に関する自身の最近の経験を挙げました。消費者運動家のバーニー・バーボーム氏は、NFIPに対する多数の改革や州への洪水保険の返還を要求しました。その提案の中には、NFIPが、保険の直接的な提供者からテロ・リスク保険制度のモデルを活用する巨大な大規模災害再保険会社に移行することや、現在民間保険会社によって販売されている居住用・商業用不動産保険契約への洪水の危険の組み入れを要求することが含まれています。



バーモント州保険監督官のスーザンドネガン氏が、春季会議の前に直ちに退任することを公表

NAIC提供

RBCへの大規模災害リスク・チャージの組み入れに向けて前進

NAICの大規模災害リスク(E)サブグループの会議では、損害保険のRBCの算式に大規模災害リスクを組み込む方向に向けて一歩近づきました。従来、損害保険会社のRBCの算式に大規模災害リスクが組み込まれていないことが、現行のRBC規制の重大な欠点とみなされてきました。

しかし、同グループはまず、年間の大規模災害事象のリストの中でどんな大規模災害が重要かを決定しなければなりません。サブグループ副座長のフロリダ州のデビッド・アルトメイヤー氏は、現在NAICのために大規模災害のリストを作成していることを明らかにしました。同氏はこれまで以上に定型化されたプロセスを追求しており、NAICスタッフにその作業を依頼しました。

現在、損害保険のRBCの大規模災害リスクは参考情報としてのみ報告されていますが、この点に関する議論が続けられました。2013報告年度から、損害保険会社はR6とR7(地震とハリケーン)の大規模災害リスク・チャージについて参考情報として報告することを義務付けられています。同グループは、ニューオーリンズでR6とR7のチャージが規制上のアクションレベルに与える影響を評価しました。

サブグループは、2015年のデータの分析に基づき、大規模災害リスクに関する100年に1度の基準が使用された場合、現行の

RBCに係るアクションレベルに達する企業数には変化がないだろうと指摘しました。地震に関する必須要件が100年に1回の事象から250年に1回の事象に変更された場合でも、影響は最小限にとどまる見込みです。サブグループは提案の評価と作成を今後も続けます。

実際にRBCに大規模災害リスク・チャージを導入するのは、早ければ2017報告年度からになると見込まれています。

サブグループはまた、テロ行為や地震後の山火事、竜巻など、他の大規模災害リスクを追加できるかどうかについても議論しました。検討すべき要因には、それらのリスクに対する保険の保障範囲、ソルベンシーへの影響、モデル化の可能性などが含まれます。サブグループは次の手順として、保険会社によって使用されている大規模災害のモデル化を検討するために、(追加的なリスクについて)提出されたORSA(リスクおよびソルベンシーの自己評価)を調査する予定です。

さらにサブグループは、従来認められた5つの市販モデル以外のモデルについて、大規模災害リスク・モデルとして使用することに対して前向きのように思われます。サブグループの議論によれば、そうしたモデルの使用は、自社の内部的用途のために特定のモデルを使用してきた実績のある保険会社に認められることが示唆されるようです。



ニューオーリンズの記念写真を撮影する保険監督官たち

NAIC提供

グループ資本算定ワーキンググループが作業を開始

RBCの集計方法を使用したグループ資本の算定は、他に提案されているグループ資本の指標に比べ、現行の州ベースの保険規制方法をよりよく反映している可能性があります。新たなグループ資本算定(E)ワーキンググループでは、だからといって依然として懸念が存在しないわけではないとの発言がなされました。

ComFrame(IAISの国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み)策定・分析(G)ワーキンググループ(CDAWG)の勧告に基づいて新たに設置されたこのワーキンググループは、「RBCの集計方法を使用した米国のグループ資本の算定方法を構築する」責任を負っています。そして必要に応じて、資本に関する国際的動向についてComFrame策定・分析(G)ワーキンググループと連携するとともに、FRBによるグループ資本に関する策定を検討します。このどちらかが、米国のグループ資本の算定方法の構築に役立つ情報をもたらすものと考えられます。

ACLIのブルース・ファーガソン氏はACLIとAIAを代表して集計とカリブレーションのモデル案を同ワーキンググループに提示しました。同氏は、ACLIとAIAが支持するRBCの集約方法の背後にある原理を説明しましたが、同時に、デュープロセスや規制当局間の機密保持の必要性など、一定の懸念事項も提起しました。

ファーガソン氏は、グループ資本の算定をどのように適用するか、そして何らかの適用免除が存在するかと規制当局に質問しました。また、ACLIとAIAがバーゼルIIIをすべての重要な事業体に適用することを提案した理由を規制当局から聞かれ、同氏は、バーゼルIIIの基準が最も適切な基準であるからと答えました。

規制当局は、その算定はグループ内の重要な事業体すべてを捕捉するのに必要であると指摘し、このことがRBCの対象とならない事業体にとって何を意味するかと尋ねました。ファーガソン氏は、ギャップ分析が必要になるだろうと答えました。ワーキンググループ座長のフロリダ州のデビッド・アルトメイヤー氏は、今後FRBなどとの協議を行い、利害関係者の参加を要請することを公表しました。

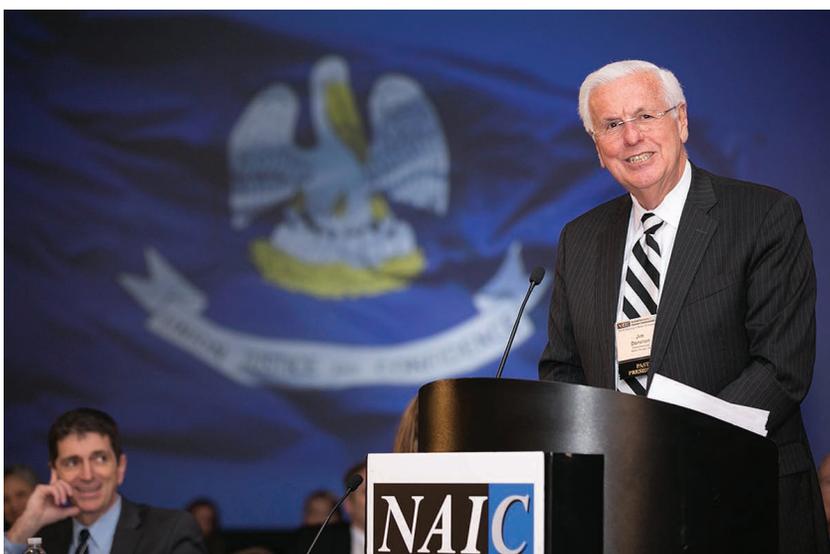
規制当局は新たなグループ資本の算定結果をどのように利用するかとの質問に対して、アルトメイヤー氏は、全体として必要な量の資本を保有していない可能性のあるグループを識別するために利用すると述べました。別の規制当局者は利害関係者に対して、RBCの集計方法を支持してきた従来の業界のスタンスに何らかの変化があったかと質問しました。

変化はないようでした。NAMICのミシェル・ロジャース氏は、NAMICがRBCの集計を支持していると述べました。PCIのステーブ・ブローディー氏は、RBCの算式が継続的に発展・進化していることに加え、今回オペレーショナル・リスクや大規模災害リスクなどが追加されることにより、RBCの算式が一段と正確かつ即応的になると指摘しました。

NAICのグループ資本の算定は、保険資本基準(ICS)を満たすこと、あるいは米国に関して国際通貨基金(IMF)の金融セクター評価プログラム(FSAP)の報告書で提起された問題に対応することを意図したのか、との質問に対して、アルトメイヤー氏は、その目的は、米国の観点から何が必要かを捉えた上で、グループ資本の算定方法を策定することであると答えました。そして、それが他の目的を満たすことになれば、それはそれで結構なことだが、そうでなくても「我々は懸念しない」と述べました。

ある業界代表者は、それは互いにマイナスの状況をもたらす可能性があるとして指摘しました。一部の保険会社は、複数の算定を行う必要があることに懸念を表明しました。アルトメイヤー氏は、規制当局は重複を低減するために努力すると述べました。

期限に関する質問に対して、アルトメイヤー氏は明確な回答を避け、「我々にはできる限り迅速に完了するよう努力するつもりである」と述べました。そして、規制当局は「可能な限り早期に完了するよう迅速に作業している」と付け加えました。



主催者のジム・ドネロン監督官がニューオーリンズに迎えた出席者を歓迎

NAIC提供

規制当局は破綻処理計画や 低金利を懸念

金融安定(EX)作業部会の座長を務めるニュージャージー州のピーター・ハート氏は、IAISやFSBは保険会社を対象とする破綻処理手続きを検討しており、それらの組織レベルで重要な作業が続いている、と同部会で発言しました。そして、州規制当局はFSBに代表者を派遣していないと述べました。

カリフォルニア州のジョン・フィンストン氏は、FSBのガイダンス文書は米国の制度と整合していないと付け加えました。同氏は目的の違いについてコメントし、米国の規制当局は保険契約者の保護を最重要の目的にしているのに対し、FSBやIAISは主に金融の安定性を追求していると述べました。そして、支払能力を伴うランオフにおける、保険契約者を保護する仕組みの利用の提案に反対しました。

米国の州保険規制の下では、保証協会の保護が発動される前に保険会社は清算手続きに入るか、破産管財人の管理下に置かれます。

IAISは、G-SII、ComFrameおよび保険基本原則(ICP)の各レベルにおける破綻処理を検討しています。危機管理グループと破綻処理計画が要求されます。ICP6と12は見直し提案の対象となります。

FSBは、非銀行／非保険の企業(例えば、資産運用会社とその構造的脆弱性)を識別する作業を進めています。一部の米国の保険会社はグループの一員に大規模な資産運用会社を擁しており、彼らがグループに影響を与えることがあるため、NAICがレビューを行っています。

NAICのラリー・ブルーニング氏は金利リスクの監視に基づく最新動向についてプレゼンテーションを行いました。同氏は、2007年から2014年までの期間に生命保険会社のポートフォリオの正味利回りが86ベースポイント低下したのに対し、予定利率は31ベースポイント低下したと指摘しました。その結果、スプレッドは55ベースポイント低下したことになりましたが、これに対応して全体的損失が生じており、同期間に潜在的利益が994億ドル減少しました。

ブルーニング氏のプレゼンテーションに含まれる知見は次の通りです。

- 業界の資産ポートフォリオの正味利回りは2007年(6.00%)から2014年(5.14%)の間に86ベースポイント低下した。これに影響した主な要因は次の通り。
 - 再投資のイールドカーブの傾き
 - 投資資産の格付
 - 保険の純キャッシュフロー額(新契約、資産の当期利益、資産の満期、給付と費用)
 - 生命保険業界はキャッシュフローがプラスの環境にあるが(収益が給付を上回る)、再投資利回りが過去の平均を下回るため、結果として、全体の利回りが低下
 - 現在の再投資利回り(ポートフォリオを下回る)
- 帳簿価額で6,223億ドルの資産が今後0~5年間に満期を迎える(投資総額の22.57%、平均リターン4.44%)。現在の再投資利回りは短期的に2%。
- ALM(資産負債管理)準備金が低金利環境のために増加傾向にある。
- 低金利環境が保険会社の業績に影響を与えている。
- 最近の研究によれば、低金利環境がCROにとって最大の懸念事項となっている。
- 最も高いリスクに晒されていると考えられる国は利率保証が行われている国である(ドイツ、台湾、オランダ、ノルウェー、日本、韓国など)。米国のリスクは中程度、英国のリスクは低いと考えられる。
- 企業の対策としては、付与加算利率の引き下げ、保証の使用の削減、金利デリバティブの利用、投資のデュレーションの長期化、より低格付の商品の利用などがある。
- 大半の米国企業は低金利環境の試練で困難に直面している。

規制当局は、破綻処理計画をFRBと連邦預金保険公社（FDIC）に既に提出した大手保険会社の代表者からプレゼンテーションを受けました。これにより米国の制度に関する一定の知見がもたらされました。この計画は、破綻時における秩序立った破綻処理を目的としており、政府の援助なしに進められる売却オプションや清算の可能性が含まれていました。そこに列挙されたプロセスの手順は次の通りです。

- 中核的な事業分野や必要不可欠な業務を特定する。
- 中核的な事業分野を主要法人と対応付ける。
- 保険会社1社の破綻を引き起こすシナリオを策定する。市場全体の混乱を伴わずにその企業のみが経済的困難に陥るようにすることが特に難しかった。この保険会社は死亡率の仮定を使用した。
- すべての法人について、対応策として1年間の再建計画を策定する。
- FRBの最初のテストは「これは情報の点で完全であるか」というものであり、第2のテストは「これは信頼できるか」というものであった。
- 自社事業の一部をどんな相手が購入し、その対価としてどんな価値を取得できるかを実際に検討する必要がある。
- 例えば、知財権や情報システムなど、破綻処理の障害となるものを熟慮する必要がある。
- 不利なシナリオや極端に不利なシナリオでは、どのようなことが発生するかを検討し、そうした場合のバランスシートを作成する。
- その後、FRBやFDICは追加的なシナリオ、例えば、グローバルな協力が得られない場合や複数の破綻が発生する場合などを提示した。

ある規制当局は、これは大規模なプロジェクトであり、企業のリソースが枯渇すると指摘しました。そして、これは、規制当局が企業の重要な構造を理解するための有用な手段となるが、必ずしも保険会社に当てはまるとは限らない銀行のシナリオに沿って考える傾向があるように思われる、と述べました。当該規制当局によれば、保険会社と銀行の違いとして、保険会社には銀行のようなブリッジ資金調達がなく、負債や資産が長期的な性質を持つため、銀行のように週末の間に解決を図ることは不可能であることなどを挙げられます。



フロリダ州保険監督官のケビン・マッカーティ氏が、春季会議の前に直ちに退任することを公表

NAIC提供

州や連邦がテロリズムに関するデータを要請

テロリズム保険導入(C)ワーキンググループ座長を務めるニューヨーク州のマーサ・リーズ氏は、テロリズムリスク保険に関するNAICによるデータの請求を巡る状況について出席者と共に議論しました。

参加する州は2回にわたるデータの請求要請を行います。初回は春に労働災害補償に関するデータを請求し、次いで秋に企業保険に関するデータを請求します。NAICによるデータの請求は、FIO(連邦保険局)が保険会社に対してデータを請求すると同時に行われます。

リーズ氏によれば、NAICのデータ請求は、再保険を除き、総じてFIOの請求より詳細にわたるものです。NAICは、回答が1回で済むように、それぞれの保険会社にデータ請求を1度行います。

PCIは、FIOがあまり協力的でなかったことに失望の意を表明し、今後はさらに協調を高めることを期待しました。リーズ氏は、州規制当局はFIOと協力する用意があると述べました。同氏によれば、NAICのデータはZIPコード™レベルであるため、FIOの目的のために集約可能ですが、その逆は不可能です。



州規制当局者が春季会議のためにニューオーリンズに結集

NAIC提供

短 信 :



ComFrameの影響度調査が続く

NAICのレーモン・コールドロン氏はComFrame開発・分析(G)ワーキンググループで、第3回定量的影響度調査が2016年5月に実施されると述べました。米国に拠点を置く自主参加企業は、NAICの指定を使用する場合と使用しない場合の両方を要求されます。IAISは、いくつかのワーキンググループを資本・ソルベンシー影響度調査ワーキンググループに統合しました。次回の影響度調査は2016年5月20日に開始される予定ですが、その目的は年末までにICSバージョン1.0を策定することにあります。バージョン1.0では、市場価値調整ベース評価(MAV)手法またはGAAPプラス手法のいずれかを使用することが認められます。NAICスタッフは、現在推計を超えるマージン(MOCE)およびMAVディスカウント法を含むMAV手法の適用に関して現在検討中の重要な問題について論評しました。ICSに関する3カ月間の市中協議は2016年7月に開始されます。同氏はワーキンググループで、ICSの構築にあたり金利リスクも重要な焦点になると述べました。

カバード・アグリーメントに端を発する任務

NAICは、FIOと米国通商代表部(USTR)がEUとの間で現在交渉を進めているカバード・アグリーメントに対する不快感を強く表明してきました。財務状態(E)委員会の会議では、州規制当局が次の段階の措置を講じ、同委員会が担う新たな任務を採用しました。その任務は次のようなものです。「カバード・アグリーメントの交渉によってもたらされる可能性のある悪影響から米国の消費者と元受保険会社を引き続き保護するために、緊急時規制計画を検討し策定すること」

キャプティブのRBC不足に関する問題の提起

生命保険リスクベース資本(E)ワーキンググループは、2016年XXX/AXXXキャプティブ再保険統合付属文書(Captive Reinsurance Consolidated Exhibit)の草案について検討する中で、RBC不足通知書(shortfall letter)が採用される可能性に関する業界の懸念を知らされました。自身の会社が不足額の算定方法の開発に深く関与した出席者が、草案ではあるパラグラフが削除されているが、その削除には賛成できない、というコメントを行いました。その発言者は、削除された規定に基づき非伝統的な剰余資産を活用しているキャプティブの作成例を示し、その規定が削除されればその資産の活用が不可能になると述べました。ワーキンググループは今後も検討を続ける予定です。

不確定据置年金(Contingent Deferred Annuity: CDA)ワーキンググループの解散

生命保険・年金(A)委員会は、CDAワーキンググループを解散して、残された2つの事項の責任を引き受けることを決議しました。業界から提起された課題の1つは、CDAの購入者向け指針を作成する必要があるということでした。またニューヨーク州ではCDAが禁止されたため、別の発行拠点が必要となります。解約給付が提案されましたが、それが、同ワーキンググループの作成したガイダンス文書に示されたワーキンググループの意図に一致しているかどうかを検証するため更なる作業が必要となります。購入者向け指針文書は一般的過ぎるため、消費者にとって情報がもっと明瞭になるように内容拡充の必要があるという懸念が出されていました。

保険数理分野の最新動向

生命保険数理作業部会(LATF)

生命保険のPBR評価マニュアル(VM-20)に対する追加的な改訂が続いています。想定される2017年1月1日の発効日までにこれまで以上に多くの技術的問題が取り扱われることとなります。業界代表者は特定の商品の準備金レベルについて懸念を示しており、そうした技術的問題の中には、純保険料式責任準備金の「最低額」に対する調整が含まれます。会議日時時点で業界の保険料全体の75%を占める42の州と地域が、PBRを可能にするモデル法を可決しており、2017年1月1日を発効日とするのに必要な42州/75%の保険料要件が達成されています。これ以外の活動としては、株価指数連動型ユニバーサル生命保険のモデル規則の見直し、プリンシプル・ベースの年金準備金積立基準に関する取り組みの推進、PBRのパイロット・プロジェクトがあります。以下に示すのは、2016年NAIC春季会議のLAFTにおける主な審議結果です。

生命保険に関するPBR(VM-20)

責任準備金評価マニュアルの生命保険の部分をさらに精緻化する作業が続いています。2016年春季会議でVM-20について提案または採択された改訂は以下の通りです。

- ACLIは、一定の前提がどのように適用されるかを明確にするために、VM-20の決定論的な準備金の除外テストを変更することに加え、単独ベースで計算された準備金(特定の商品種目について集計される)の開示要件に関してPBRの報告(VM-31)を変更する提案を行いました。LAFTはこれらの変更を公開してコメントを募集しました。
- 大手保険会社の代表者は、VM-20の純保険料式責任準備金(NPR)や定額定期保険などの一定商品に見られる低い水準や異常な結果に関する分析と懸念を詳細に記載したディスカッション・ペーパーを提示しました。このペーパーには、それらの懸念を低減するためのNPRの方法の変更に向けた考慮事項が記載されています。この変更には、2001年CSO表に基づいてなされた「暫定的」調整(2017年1月1日に発効すると見込まれる2017年CSO表の下では不要となります)の廃止が含まれています。LAFTはこのペーパーおよび考えられる次の措置について議論するために電話会議を行う予定です。
- 米国アクチュアリー学会(AAA)は、準備金に適用される男女共通料率に関する規定を廃止することを提案しました。男女共通料率は一定の条件下で不没収性の目的では認められてきましたが、準備金に関しては定めがありませんでした。この改正はLATFによって採択されました。

株価指数連動型ユニバーサル生命保険(IUL)サブグループ

IULサブグループ座長は、二重口座を持つ保険契約の設計に関して意図しない結果が生じる問題に対処するため、アクチュアリアル・ガイドライン第49号(AG49)の改訂を提案しました。現行AG49は、報酬/下限/上限に係る特定の組合せについて1つの保証利率を例示することを定めていますが、異なる報酬/下限/上限の組合せが利用可能なため、異なる例示が生み出される場合があります。改定案では、異なる報酬/下限/上限の組み合わせを例示することが認められることとなります。

この変更案は、IULサブグループがすでに、LATFによる検討のために3月17日に公開し、21日間のコメント期間が設けられていました。LATFは、変更の適用可能性について、つまり、保有契約にも適用されるのかそれとも新契約にしか適用されないのかについて議論しました。LATFは、こうした決定は保険契約に関する決定として生命保険・年金(A)委員会によって検討される必要があり、コメント期間終了前に本件について生命保険・年金(A)委員会に通知することを示唆しました。

定額年金(VM-22)サブグループ

VM-22サブグループのフェリックス・シリッパ座長はサブグループの活動に関する最新動向を明らかにしました。同サブグループはAAAに対して、定額年金に係る責任準備金評価利率の現代化、特に、現在の方法によって生じる低金利時のマイナス・マージンの修正を支援するよう求めていました。

AAAの作業に基づき、サブグループは、責任準備金評価利率の現代化に関する方法の概要についてプレゼンテーションを行いました。また、6月末までにLATFに勧告を提出する予定です。サブグループが取り組んでいる注目すべき問題には、責任準備金評価のための「モデル」投資ポートフォリオの決定、対米国債スプレッドの上限、任意給付の評価の単純化などがあります。さらに、サブグループは定額年金に固有の「除外テスト」による最低準備金の策定を進めています。

不没収の現代化

AAA不没収ワーキンググループが自身の活動に関する最新動向を明らかにしました。同グループはすでに総保険料に基づく不没収価格算定方法(Gross Premium Nonforfeiture Method: GPNM)の枠組みを提案しており、適切なレベルや係数の適用を探るために現在分析を進めています。LATFメンバーは、このプロセスに要している時間の長さに懸念を表明しており、この完了に向けた今後の効果的なプロセスを把握したいと望んでいます。AAAは、ディスカッション用として算定方法についてまとめた「白書」を8月の会議までに作成した上で、このプロセスをさらに進めると示唆しました。

PBR検討ワーキンググループ

PBRの年次報告書用記入用紙(Annual Statement Blank)の変更案に取り組んでいるサブグループがあります。LATFは追加的な変更点を公開しコメントを募集しました。今後、電話会議を通じて作業が続けられる予定です。またNAICスタッフは、保険検査官用ハンドブック(Financial Examiner's Handbook)の適切な編集を行っています。

PBR導入作業部会が最新動向を明らかにしました。同作業部会は、募集した企業12社が参加するパイロット・プロジェクトを実施しています。それらの企業は、PBRの発効日として想定される2017年1月1日までにこのプロジェクトを完了させます。具体的には、VM-20の要件に従い、適用対象の定期保険と無失効保証付ユニバーサル生命保険(ULSG)についてPBRの計算を行い、改訂生命保険年次報告用記入用紙を用いてVM-20の準備金の補足を提出し、さらにVM-31のPBR報告書を提出します。これらはすべて2015年に発行された上記商品を対象に2015年12月31日付で行います。そして、2016年8月のNAIC会議では暫定的な結果を記載した現状報告書が提出され、2016年12月のNAIC会議で最終報告書が提示されます。

この要約はラス・メンツェが作成しました。コメントや提案は作成者 (rmenze@deloitte.com) にご送付ください。

医療保険分野の最新動向

医療保険・マネージドケア(B)委員会の中心的な問題は引き続き医療費であり、同委員会の2016年の任務にもそれが反映されています。春季会議では、同委員会やその作業部会、ワーキンググループは見解やデータ、情報の収集で多忙でした。医療費負担適正化法(Affordable Care Act:ACA)の継続的な影響など、取り組んでいる重要な問題に関して大勢の利害関係者から意見を聴取しました。今後、それらの見解に基づき、講じるべき措置が臨時電話会議や秋季会議で策定されることとなります。その動きから目を離せません。

医療改革に関する規制代替案(Health Care Reform Regulatory Alternatives)(B)ワーキンググループの会議では、NAICが最近採択した「医療給付制度のネットワーク・アクセスおよび妥当性に関するモデル法(Health Benefit Plan Network Access and Adequacy Model Act)」(第74号)や、米国保健社会福祉省(HHS)の2017年給付・支払パラメータ通知(Notice of Benefit and Payment Parameters)など、サプライズ請求(surprise billing)が増大する医療費に与える影響が取り上げられました。このモデル法には、医療サービスを見つけるためにプロバイダーのネットワークを利用した消費者が自分なりのデュエリジェンスを尽くした場合には損害を受けないようにする規定が盛り込まれています。またHHSの最終規則は、加入者がサプライズ請求を受けた場合、その年間制限を引き下げるものです。

メディカルロスレシオ(保険料還元規制)・ヘルスケア品質改善活動(B)サブグループは、ヘルスケア品質改善(QI)報告やACAに基づくメディカルロスレシオの報告義務の導入に関する新たなイニシアティブを検討する任務を再び委託されました。同サブグループは、臨時電話会議を開催し、受け取った利害関係者のコメントを検討する一方、メディカルロスレシオの報告と推定割戻し、不正防止費用、インセンティブおよび特定の経費の配分について変更の影響に関する追加情報を求めました。

同サブグループは春季会議中に会合を開かず、追加情報を受け取った後に電話会議を開催することを予定しています。したがって、現行の報告の定義に変更があるかどうかはまだ分かりません。

過去数カ月、消費者運営型・非営利療養保険会社(Consumer Oriented and Operated Plan:CO-OP)とそのソルベンシーの状況が、メディアの大きな注目を集めています。本委員会はCO-OPソルベンシー・管財人管理(B)サブグループに対し、このトピックに関する措置を講じ、州規制当局がACAに基づいて設立されたCO-OPの状況について電話会議や会合を通じて議論し情報交換する場を提供する任務を委託しました。同サブグループは春季会議中、規制当局者間での協議セッションを開催しました。

規制フレームワーク(B)作業部会は以前、傷害疾病保険最低基準(B)サブグループとモデル第22号(B)サブグループという2つの新サブグループに、モデル法の改定に取り組む任務を委託しました。番号だけではどんなモデル法か分かりにくい付言すれば、モデル第22号サブグループは、医療保険会社処方薬給付管理モデル法(Health Carrier Prescription Drug Benefit Management Model Act)に取り組んでおり、このモデル法に関連する同委員会の任務は次のような事項に関係する問題に対処することとなっています。(1)処方薬フォーミュラーおよび保険年度内のフォーミュラーの変更に関する透明性、正確性および開示、(2)様々な薬局の選択肢を用いた処方薬給付のアクセス可能性、ならびに(3)階層化された処方薬フォーミュラーおよび差別的給付の設計。春季会議では、モデル第22号サブグループは業界や消費者、代理店、薬局の代表者多数からコメントを受け取り、引き続き検討を行っています。

この要約はリン・フリードリックスが作成しました。コメントや提案は作成者(lfriedrichs@deloitte.com)にご送付ください。

NAICの会計処理に関する最新動向

本セクションの全米保険監督官協会 (NAIC) の最新動向では、法定会計原則 (E) ワーキンググループ、会計実務・手続 (E) 作業部会および財務状態 (E) 委員会が、2016年春季会議と臨時電話会議で議論、採択および公開した会計処理や報告に関する変更を取り上げます。それらの会議で最終決定された実質的な変更は、以下に記載したような明確な発効日が定められています。会議で最終決定された実質的ではない変更は、特に断りがない限り全て採択と同時に発効します。

法定会計原則ワーキンググループ

中間段階の動向: 法定会計原則ワーキンググループ (SAPWG) は2015年12月10日と2016年2月22日の臨時電話会議で、以下の**非実質的**な改訂を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	最終的に採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-40	SSAP第15号 - 債券および持株会社の債務	損害 生命 医療	改訂により「ASU 2015-15 - クレジットライン契約に関連する起債費用」を除外	該当なし	該当なし	該当なし
2015-53	SSAP第61R号 - 生命、預託型および傷害疾病再保険	損害 生命 医療	2015年末に開始するXXX/AXXX再保険フレームワークに関連するリスクベース資本に対する影響の年次開示を改訂により追加	なし	あり	2015年
2015-08	SSAP第97号 - 子会社、被支配会社および関連会社 (SCA) に対する投資	損害 生命 医療	SCAの会計処理の明確化。保険SCAに関わる許容または規定された実務に関する開示を追加。収益および活動テストを充足する非保険SCAに関する調整の明確化。収益および活動テストを充足しない非保険SCA (すなわち、8.b.iii号の企業) については改訂なし。	あり	あり	2015年
2015-49	SSAP第97号 - 子会社、被支配会社および関連会社 (SCA) に対する投資	損害 生命 医療	上場投資信託 (ETF) またはミューチュアル・ファンドの所有が、SSAP第97号の対象範囲に入る原事業体の所有に相当しないことを改訂により明確化。ただし、ETFの所有が実際上、SSAP第97号に定める支配に該当する場合を除く。	あり	なし	2016年
2015-54	SSAP第107号 - 医療費負担適正化法のリスク分担条項	損害 生命 医療	改訂により、リスク・コリドー・プログラムの繰り越しに関する開示を拡大して、プログラムの給付年度別の回収可能額も組み入れるとともに、回収可能額、具体的にはプログラムによって請求される金額および非許容額控除前と控除後の報告金額の透明性を改善するために追加情報を要求する。	なし	あり	2016年
2015-44	付録A-695 - 合成保証投資契約 (Guaranteed Investment Contract: GIC) モデル規則	損害 生命 医療	改訂により、生命保険・年金 (A) 委員会がすでに採択している変更を組み入れる。この改訂の内容は次の通りである。(1) 不確定据置年金 (CDA) に対するこのモデルの適用を排除する。(2) 契約のリスクプロファイルをよりよく反映するように準備金の算定に使用される割引率を変更する。この変更は保有契約の合成GICに適用される。(3) 保険契約者が資産のデフォルト・リスクを負担することを条件として、第10A条(2)項により要求される資産の市場価格からの控除を廃止する。(4) 所定の種類のスポット・レートを定義し、CDAを明確に除外するために合成 (GIC) の定義を明確化し、合同運用ファンド (pooled fund) を定義する。(5) 運用計画に含めるべき追加情報を特定する。(6) 合同運用ファンド向けに発行される合成GICに対する評価の要件を変更する。(7) 解約リスクに関連するアクチュアリー報告書の要件を拡大する。この変更は2016年1月1日に発効する。	あり	なし	2016年

参照番号	タイトル	セクター	最終的に採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-38 2015-39 2015-42 2015-48 2015-50	付録D – GAAPと法定会計原則のクロスリファレンス	損害 生命 医療	<p>改訂により、以下のGAAP項目を排除し、法定会計に適用されないようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ASU 2015-12 – 制度会計: 確定給付年金制度(トピック960)、確定拠出年金制度(トピック962)、福利厚生給付制度(トピック965)。(参照番号2015-38) ASU 2015-13 – ノーダル電力市場内における特定の電力契約に対する通常の売買取引に関する除外規定の適用。(参照番号2015-39) ASU 2015-11 – 棚卸資産(トピック330) – 棚卸資産測定の簡素化。(参照番号2015-42) EITF第98-10号 – エネルギー取引およびリスク管理活動に関連する契約の会計処理。(参照番号2015-48) EITF第99-1号 – 連結対象子会社の株式に転換可能な債券の会計処理。(参照番号2015-48) EITF第99-3号 – 複数の決済選択権を備えたデリバティブ商品に対するEITF第96-13号の適用。(参照番号2015-48) EITF第00-7号: 発行体の支配が及ばない特定の事象が発生した場合に現金純額決済を要求する特定の条項を含む株式デリバティブ商品に対するEITF第96-13号の適用。(参照番号2015-48) ASU 2014-06 – 用語集掲載用語に関連する技術的訂正および改善。(参照番号2015-50) <p>改訂は次のGAAP項目も対象としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> EITF第98-12号: 株式先物売却取引に対するEITF第00-19号の適用 <ul style="list-style-type: none"> FAS第150号「負債と資本の特徴を併せ持つ特定金融商品の会計処理」がこのEITFに取って代わり、SSAP第104R号「株式報酬」に示されるように採用されたことに注意。 	該当なし	該当なし	該当なし
2014-28	イシューペーパー第153号 – SSAP第62R号「損害再保険」におけるアスベストおよび汚染に関する契約に係る取引相手の報告の特例	損害	この項目は、再保険負債に対する引当金の引き下げおよび関連する開示に関するSSAP第62R号にすでに採用されているガイダンスの背景に関する議論および結論の根拠を提供するイシューペーパーを採用する。	該当なし	該当なし	該当なし

現在の動向:SAPWGは2016年春季会議で以下の実質的な修正を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	最終的に採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2014-25	SSAP第41R号 - サープラス・ノート	損害 生命 医療	改訂により、サープラス・ノートの測定ガイダンスを変更するとともに、資本またはサープラス・ノートがNAIC信用格付業者(CRP)によってNAIC1またはNAIC2相当に指定された場合、それを償却原価で計上すべきことを定める。資本またはサープラス・ノートが、CRPから格付を付与されていないか、NAIC3からNAIC6相当までに指定された場合は、償却原価または公正価値のいずれか低い方の金額を貸借対照表に計上し、価額の変動は未実現評価差損益として反映させなければならない。関連するイシューペーパーも採択された(イシューペーパー第151号)。さらに、この項目は、それらの測定の変更を「NAIC投資分析室 目的・手続マニュアル」に組み入れるために証券評価(E)作業部会に委託された。	あり	なし	2017年

現在の動向:SAPWGは2016年春季会議で以下の非実質的な修正を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	最終的に採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-19 2015-52	SSAP第1号 - 会計方針、リスクおよび不確実性、ならびにその他の開示	損害 生命 医療	改訂により、拘束資産の開示を年次財務諸表に含め、年次開示以後、重要な変化が発生した場合は、中間財務諸表に開示すべきことを明確化する。 改訂により、脚注1に開示される、許容および規定された実務の報告を拡充する。この改訂により、その開示では、1つ以上のSSAPまたは財務諸表の項目が、許容または規定された実務によって影響を受けるかどうかを明記すべきことを明確化する。	なし なし	あり あり	2016年 2016年
2016-01	INT 16-01:SSAP第106号「医療費負担適正化法第9010条の課金」の解釈としての、ACA第9010条の課金に係る2017年の支払猶予	損害 生命 医療	医療保険提供会社の料金に係る2017年の支払猶予について取り扱ったSSAP第106号の解釈。支払猶予に関して最近発行された内国歳入庁のQ&Aに基づき、同ワーキンググループは、2016~2018報告年度についてガイダンスの一貫した適用を促進するために、SSAP第106号に基づくプログラムの会計処理と報告に関連する類似のQ&A文書を提供した。	あり	あり	2016年

SAPWGIは、利害関係者から文書によるコメントを募集するため以下の項目を公開しました(期限は2016年5月20日。ただし、アジェンダ項目2016-03のコメント募集期限は2016年6月5日)。

参照番号	タイトル	セクター	公開された修正	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-02	SSAP第22号 - リース	損害 生命 医療	<p>実質的 - ASU 2016-02「リース」に基づき、リースに関する米国GAAP下の新会計ガイダンスに関連する項目を公開した。このガイダンスは総じて、リース資産(使用权)およびリース負債(支払リース料の現在価値)の認識を要求するものであり、この新たなガイダンスに対処するための3つの選択肢の提案に関連するコメントを求めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについて現行の法定会計ガイダンスを維持するが、米国GAAPに基づいて要求されるリース資産とリース負債に関連する開示を追加する。 2. リース資産とリース負債の認識を要求する変更を加えた新たなリース・ガイダンスを採用するが、リース資産を非認容資産とすることを要求する。 3. 新たなリース・ガイダンスを採用するが、リース資産を認容資産とすることを認める。この選択肢は、認容および非認容資産に関連する現行ガイダンスと整合していない。 	あり	あり	未定
2015-47	SSAP第51号 - 生命 保険契約	生命 医療	<p>実質的 - 責任準備金評価マニュアルへの言及を組み入れ、プリンシプル・ベースの準備金積立(PBR)の導入を促進するための生命保険ガイダンスの改訂案を公開した。</p>	あり	あり	未定
2015-02	SSAP第103号 - 金融 資産の譲渡およびサー ビングならびに負債 の消滅	損害 生命 医療	<p>実質的 - 改訂イシューペーパー第152号「空売り」およびSSAP第103R号の大幅な改訂版を同時に公開した。これらは、空売りに関する会計ガイダンスのほか、担保付借入取引に関するガイダンスを提案するものである。</p> <p>空売りに関するFASBのASCガイダンスの採用を提案しているが、空売りの債務を負債ではなく負の資産として反映するという変更を加えている。他の変更点としては、米国GAAPのように評価差損益を直接純利益に認識するのではなく、未実現損益として認識することを要求していることがある。</p> <p>さらにこの項目は、空売りが、通常渡しの証券取引(regular-way security trade)の例外を含め、デリバティブ商品とみなされるかどうかの決定に際して米国GAAPのガイダンスを採用することを提案している。その結果、空売りは総じてSSAP第103R号に従って会計処理されることになる。「空売り」に類似していてもその基準を充足しない契約は、先渡契約としてSSAP第86号の適用対象となることがある。</p>	あり	あり	未定
2016-03	SSAP第86号 - デリバ ティブ、または新たな SSAP	生命 医療	<p>実質的 - ヘッジの有効性の要件を充足しない変額年金商品に関連する特定の限定的なデリバティブに対する「ヘッジ会計上の取り扱い」を検討するという任務への対応として作成された「会計処理上の特別規定」の草案に関してコメントを募集する。</p>	あり	未定	未定
2016-09 2016-11 2015-52	SSAP第1号 - 会計方 針、リスクおよび不確実 性、ならびにその他の 開示	損害 生命 医療	<p>非実質的 - SSAP第1号に関連する以下の項目を公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の財務諸表に資産として計上された担保資産の総額、およびそれに対応する、当該担保返還に関して認識された負債を捉えるための開示案 ・ 保険リンク証券のためのデータ収集に関する開示テンプレート案、および開示の諸コンポーネントの記入方法を明確化するための文言案 ・ 規定または許容された実務に関する開示要件の明確化。法定剰余金やRBCに影響を与える実務、または異なる法定会計報告(総額計上もしくは純額計上)につながる実務を開示すべきことを示す。 	なし	あり	未定

参照番号	タイトル	セクター	公開された修正	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-46	SSAP第3号 - 会計上の変更および誤謬の訂正	損害 生命 医療	非実質的 - SSAP第3号のガイダンスは会計上の誤謬に関係するものであり、企業は、報告上の誤謬を識別したために年次または四半期次財務諸表の提出物を修正することを妨げられないことを明確化する提案を公開した。ワーキンググループのコメントによれば、これは、データベースの提供物や提出物に対するNAICの品質管理プロセス中に識別された報告上の誤謬に対処することを意図したものである。	あり	なし	未定
2015-41	SSAP第26号 - 債券	損害 生命 医療	非実質的 - 規制上の「5*」の指定を受けた有価証券の数、およびそれらの有価証券の調整後保有価格 (book adjusted carrying value : BACV) と公正価値に関する当期と前期の情報を捉えるための新たな開示案を公開した。	なし	あり	未定
2016-05	SSAP第26号 - 債券、 SSAP第30号 - 非関連会社普通株式および SSAP第32号 - 優先株式	損害 生命 医療	非実質的 - 米国証券取引委員会 (SEC) が最近採用した規則により、機関投資家向けプライム・マネー・マーケット・ファンドは固定型純資産価格 (NAV) ではなく変動型純資産価格 (NAV) を計上することを要求されるようになった。その結果、クラス1のマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンド・リストは「NAIC投資分析室目的・手続マニュアル」から削除された。この変更により、クラス1のマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドはSSAP第26号またはSSAP第32号の適用対象ではなくなり、現在ではSSAP第30号のガイダンスに基づいて認識・計上される。	あり	あり	未定
2016-06	SSAP第26号 - 債券、 SSAP第30号 - 非関連会社普通株式、 SSAP第32号 - 優先株式、 SSAP第43R号 - ローン担保証券および仕組み証券、ならびに SSAP第100号 - 公正価値	損害 生命 医療	非実質的 - ASU 2016-01「金融商品」に基づく財務諸表の新たな認識・測定ガイダンスの適用を排除する提案を公開した。法定会計のために新ガイダンスの要素を考慮すべきかどうかに関するコメントを募集する。	なし	なし	未定
2015-23	SSAP第26号 - 債券および SSAP第43R号 - ローン担保証券および仕組み証券	損害 生命 医療	非実質的 - 投資の処分時に計上すべき投資利益および／または実現譲渡損益の金額に関連するガイダンスの明確化および新たな開示の提案を公開した。	あり	あり	未定
2015-21	SSAP第55号 - 未払保険金、損失および損失調整費	損害 生命 医療	非実質的 - 救助および代位費用の計上を明確化するための最新の改訂を公開した。	あり	なし	未定
2015-43 2015-51	SSAP第86号 - デリバティブ	損害 生命 医療	非実質的 - 以下の項目に関する最新の明確化を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 保険事象の結果として保険契約者に負債が発生するか、または保険契約者がリスクに晒されている特定の資産もしくは負債の価額が悪化した場合に限り、保険契約者が補償を受ける権利を得る保険契約にデリバティブが適用されないかどうかに関するガイダンスを明確化するGAAPの文言と例示 業界から提案された文言の見直しを反映した「想定元本」の定義案 	あり	なし	未定

参照番号	タイトル	セクター	公開された修正	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-08	SSAP第92号 - 年金以外の退職後給付およびSSAP第102号 - 年金	損害 生命 医療	非実質的 - 純期間給付費用に含まれるサービス費用および利息費用の構成要素の測定にスポット・レート法を使用することを認める新たなガイダンスを公開した。	あり	あり	未定
2015-25 2016-04	SSAP第97号 - 子会社、被支配会社および関連会社	損害 生命 医療	非実質的 - 以下の項目の改訂を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> これまで目的・手続マニュアルに含まれていた子会社、被支配会社および関連会社(SCA)の報告・提出プロセスについて詳細に記載した新たな付録を提案する。 SCAについて計上された価額、およびNAICに対してSCAに関する提出を行った後に受け取った情報を詳細に記載する、データ収集に関する開示テンプレートを提案する。 	なし	あり	未定
2016-07	SSAP第101号 - 所得税	損害 生命 医療	非実質的 - 流動・非流動繰延税金資産および負債の表示に関連する最新の米国GAAPガイダンスの適用を排除する提案を公開した。それは、区分式財政状態計算書を報告しない保険業界にとってこのガイダンスは適用不能なためである。	該当なし	該当なし	該当なし
2016-10	付録A-820 - 生命保険・年金最低準備金基準	生命	非実質的 - 責任準備金評価マニュアルへの言及を含む標準責任準備金評価法(第820号)の2009年改正の一部を組み込むための改訂を公開した。	あり	なし	未定
2016-12 2016-13	付録F - 方針文書	損害 生命 医療	非実質的 - 以下のような方針文書の改訂を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 決議要件; 同時公開; 改訂の種類(定義、改訂の採択、編集プロセス); 非実質的改訂に関するイシューペーパー; および様々な編集の改訂についての最新の要件 目的・手続マニュアルおよび証券評価(E)作業部会と連携による要件の策定 	該当なし	該当なし	該当なし
2015-27	投資に関する別表	損害 生命 医療	非実質的 - 保有投資を四半期ごとに報告する利害関係者から受け取った3つの選択肢を公開した。この公開により、規制当局は第3の選択肢に関するコメントに加え、保有投資に関する別表Dの情報全体が四半期ごとの取得/処分情報に取って代わるべきかに関するコメントを明確に求めている。3つの選択肢は以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> NAICが自身の投資データを集約するコンサルタントを雇う。 電子式のみ(の)補足投資情報を記入する時間を拡大する。 四半期ごとの取得・処分の別表に代えて所有資産の別表を導入する。 	なし	あり	未定

この要約はジョン・ティトル、リン・フリードリックス、エド・ウィルキンスが作成しました。コメントや提案は作成者(johntittle@deloitte.com、friedrichs@deloitte.com、ewilkins@deloitte.com)にご送付ください。

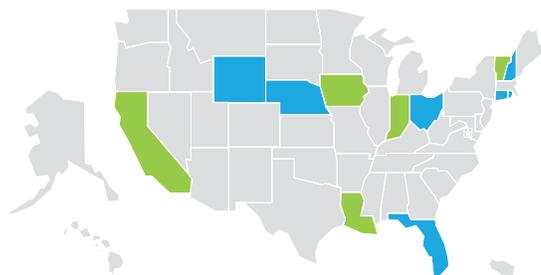
州によるモデル法・規則の採択 進展状況

以下の地図は、モデルのトピックに対応した州または対応を審議中の州を示しています。これらの地図には、審議中または制定済みの法令がモデルの要素すべてを含んでいるか、あるいは州が適用される認証基準を充足しているかという点の判断は反映されていません。

モデル法第305号の導入

コーポレート・ガバナンス年次開示モデル法

[2016年3月9日時点の状況]



- モデル第305号を可決 (5州: カリフォルニア、インディアナ、アイオワ、ルイジアナ、バーモント)
- 対応を検討中 (7州: コネチカット、フロリダ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、オハイオ、ロードアイランド、ワイオミング)
- 現在まで無対応

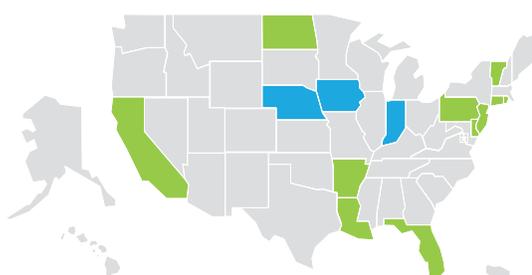
NAIC提供

2014年改訂モデル第440号の導入

(国際的に活動する保険グループ)

保険持株会社制度規制法

[2016年3月14日時点の状況]



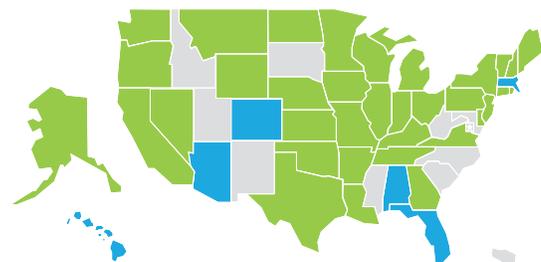
- モデル第440号を可決 (11州: アーカンソー、カリフォルニア、コネチカット、デラウェア、フロリダ、ルイジアナ、ニュージャージー、ノースダコタ、ペンシルバニア、ロードアイランド、バーモント)
- 対応を検討中 (3州: アイオワ、インディアナ、ネブラスカ)
- 現在まで無対応

NAIC提供

モデル法第505号の導入

リスク管理およびリスクとソルベンシーの自己評価に関するモデル法

[2016年3月14日時点の状況]



- モデル第505号を可決 (35州: アラスカ、アーカンソー、カリフォルニア、コネチカット、デラウェア、ジョージア、アイオワ、イリノイ、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ノースダコタ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ネバダ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルバニア、ロードアイランド、テネシー、テキサス、バージニア、バーモント、ワシントン、ウィスコンシン、ワイオミング)
- 対応を検討中 (6州: アラバマ、アリゾナ、コロラド、フロリダ、ハワイ、マサチューセッツ)
- 現在まで無対応

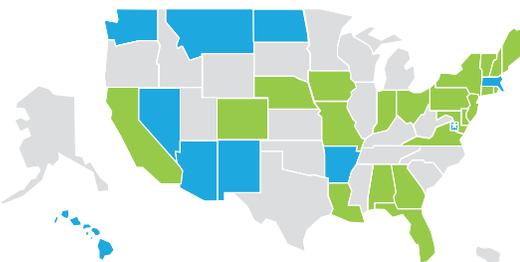
NAIC提供

2011年改訂再保険控除モデルの導入

モデル法第785号

モデル規則第786号

[2016年3月9日時点の状況]



- 第785号と第786号を可決 (22州: アラバマ、カリフォルニア、コロラド、コネチカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、アイオワ、インディアナ、ルイジアナ、メリーランド、メイン、ミズーリ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、オハイオ、ペンシルバニア、ロードアイランド、バージニア、バーモント)
- 第785号を可決 (10州: アーカンソー、アリゾナ、ワシントンDC、ハワイ、マサチューセッツ、モンタナ、ノースダコタ、ニューメキシコ、ネバダ、ワシントン)
- 現在まで無対応

NAIC提供

省略語一覽

AAA	米国アクチュアリー学会 (American Academy of Actuaries)	ICP	保険基本原則 (Insurance Core Principle)
ACLI	米国生命保険協会 (American Council of Life Insurers)	ICS	保険資本基準 (Insurance Capital Standard)
AG	アクチュアリアル・ガイドライン (Actuarial Guideline)	IMF	国際通貨基金 (International Monetary Fund)
AHIP	米国健康保険協会 (America's Health Insurance Plans)	MAV	市場価値調整ベース評価 (Market Adjusted Valuation)
AIA	米国保険協会 (American Insurance Association)	MOCE	現在推計を超えるマージン (Margin Over Current Estimate)
BCR	基礎的資本要件 (Basic Capital Requirements)	NAIC	全米保険監督官協会 (National Association of Insurance Commissioners)
CARVM	保険監督官式年金責任準備金評価方法 (Commissioners' Annuity Reserve Valuation Method)	NAMIC	全米損害保険相互会社協会 (National Association of Mutual Insurance Companies)
CAS	米国損保アクチュアリー会 (Casualty Actuarial Society)	NFIP	全米洪水保険制度 (National Flood Insurance Program)
CDA	条件付据置年金 (Contingent Deferred Annuity)	PBR	プリンシプル・ベースの準備金積立 (Principle-Based Reserving)
ComFrame	国際的に活動する保険グループの監督の 共通の枠組み(Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)	PCI	米国損害保険協会(Property Casualty Insurers Association of America)
FEMA	連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency)	RBC	リスクベース資本(Risk-Based Capital)
FIO	連邦保険局(Federal Insurance Office)	SIFI	システム上重要な金融機関(Systemically Important Financial Institution)
FSAP	金融セクター評価プログラム(Financial Sector Assessment Program)	SSAP	法定会計原則ステートメント(Statement of Statutory Accounting Principles)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)	SVL	標準責任準備金評価法 (Standard Valuation Law)
GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles)	SVO	(NAICの)証券評価局 (Securities Valuation Office)
G-SII	グローバルにシステム上重要な保険会社 (Global Systemically Important Insurer)	TLAC	総損失吸収力 (Total Loss Absorbing Capacity)
HLA	より高い損失吸収能力 (Higher Loss Absorbency)	VM	責任準備金評価マニュアル (Valuation Manual)
IAIG	国際的に活動する保険グループ (Internationally Active Insurance Group)		
IAIS	保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors)		

執筆者

リン・フリードリックス(Lynn Friedrichs)はデロイトのパートナー。医療保険に17年以上の経験を有しています。医療保険改革やガバナンスの要件に関する規制改正から発生する会計上の問題など、会計や財務報告に関する新たな問題について外部の組織に対し頻繁に講演しています。

アンドリュー・N・メイズ(Andrew N. Mais)は元ニューヨーク州保険局ディレクターで、デロイトの金融サービスセンターのメンバー。業界有数のオピニオンリーダーで、州・連邦・国際レベルの規制状況や関連するトピックに関する知見を金融サービスセンターに提供しています。

ラス・メンツェ(Russ Menze)はFSA(米国アクチュアリー会正会員)、MAAA(米国アクチュアリー学会正会員)で、コネチカット州ハートフォードに拠点を置くデロイトのスペシャリスト・リーダー。法定およびGAAP財務報告、金融および保険数理モデル作成、規制に関するコンサルティングを含め、25年以上に及ぶ保険数理コンサルティングや会社経験を有しています。

デビッド・シャーウッド(David Sherwood)は元英国金融サービス機構検査官。リスクと規制に関する20年の経験を有しています。専門は、国際レベル(ソルベンシーII、システムック・リスク、ComFrameなど)および国内レベル(ORSA、連邦の監督、SMI(ソルベンシー近代化イニシアティブ))で企業に影響を及ぼす問題を含めた保険リスク管理と規制。

ジョン・テイトル(John Tittle)は最近デロイトに入社。以前は、NAICで法定会計原則の策定・維持を指揮していました。保険を中心に金融サービスに19年の経験を有し、米国の法定会計原則を専門としており、GAAPやIFRS、サーベーンズ・オクスリー法(SOX)にも深い経験を有しています。

デビッド・バッカ(David Vacca)はデロイトのシニア・アドバイザー。NAICに約10年勤めており、財務分析や検査、介入の業務を中心に米国の財務ソルベンシー規制に広範な経験を有しています。いくつかの小委員会で活動し、IAISのグループの選抜を行い、国際基準設定原則、基準およびガイダンスの策定に取り組みました。



Contacts

For more information, please contact

Gary Shaw

Vice Chairman
US Insurance Leader
Deloitte LLP
+1 973 602 6659
gashaw@deloitte.com

George Hanley

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 4928
ghanley@deloitte.com

Ed Wilkins

Partner
US Insurance Audit Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 402 444 1810
ewilkins@deloitte.com

Howard Mills

Director
Global Insurance Regulatory Leader
Deloitte Services LP
+1 212 436 6752
howmills@deloitte.com

Rick Sojkowski

Partner
Risk Manager & Quality Control
Deloitte & Touche LLP
+1 860 725 3094
rsojkowski@deloitte.com

Contributors

John Tittle

Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 5486
johnntittle@deloitte.com

Lynn Friedrichs

Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 813 273 8342
lfriedrichs@deloitte.com

David Vacca

Senior Advisor
Deloitte & Touche LLP
+1 913 486 2295
dvacca@deloitte.com

Russell Menze

Specialist Leader
Deloitte Consulting LLP
+1 860 725 3303
rmenze@deloitte.com

David Sherwood

Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 203 423 4390
dsherwood@deloitte.com

Senior Editor

Andrew N. Mais

Senior Manager
Deloitte Center for Financial Services
Deloitte Services LP
+1 203 761 3649
amais@deloitte.com

このニュースレターについて

この NAIC Update は、全米保険監督官協会 (NAIC) の毎会議後にデロイトの保険インダストリーグループによって公表されます。本書の目的は、先の NAIC の会議で生じた主要な規制、アクチュアリー、会計、およびその他の動向を簡潔に記述することです。トピックについての追加情報を求める読者は、本書に含まれる記述だけに頼ることなく、記載の連絡先までご連絡ください。

デロイトについて

本書において、「デロイト」とは、デロイト LLP と、その関連会社を指します。デロイト LLP およびその子会社の法的構成の詳細については www.deloitte.com/us/about をご覧下さい。保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。デロイト、その系列事業体、および関連事業体は、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Copyright © 2016 Deloitte Development LLC. All rights reserved.
Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited

(日本語版について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.